



平成 31 年 2 月 14 日
長野地方気象台

長野県における大雨警報・注意報の暫定基準の廃止について

長野地方気象台は、地震の影響を考慮した大雨警報・注意報の暫定基準を廃止し、平成 31 年 2 月 21 日から通常基準により運用します。

平成 30 年 5 月 25 日に長野県北部で発生した地震により、長野県では、栄村で震度 5 強を観測しました。

この地域では、地盤の緩みを考慮し、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準について、栄村で通常の 8 割に引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

大雨警報・注意報の暫定基準は、長野県と長野地方気象台が共同で発表する長野県土砂災害警戒情報の発表基準と整合をとりつつ、降雨の状況と土砂災害との関連等を調査し、適切な見直しを行うこととしています。

今般、長野県土砂災害警戒情報の暫定基準を平成 31 年 2 月 21 日をもって廃止して通常基準に戻すことに伴い、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の暫定基準についても下記のとおり廃止し、通常基準に戻すこととしますのでお知らせします。

なお、土砂災害警戒判定メッシュ情報[※]についても、通常基準による判定結果となりますので、引き続き避難対象地域の絞込みに活用いただけます。

記

1. 暫定基準を変更する日時
平成 31 年 2 月 21 日（木）13 時
2. 暫定基準を廃止して通常基準とする地域（別紙に図示）
栄村

これにより、長野県内の市町村の大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は全て通常基準となります。

※土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土砂災害警戒情報を補足する情報です。詳細については、以下を参照してください。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/doshakeikai.html#b>

気象庁HP：<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>

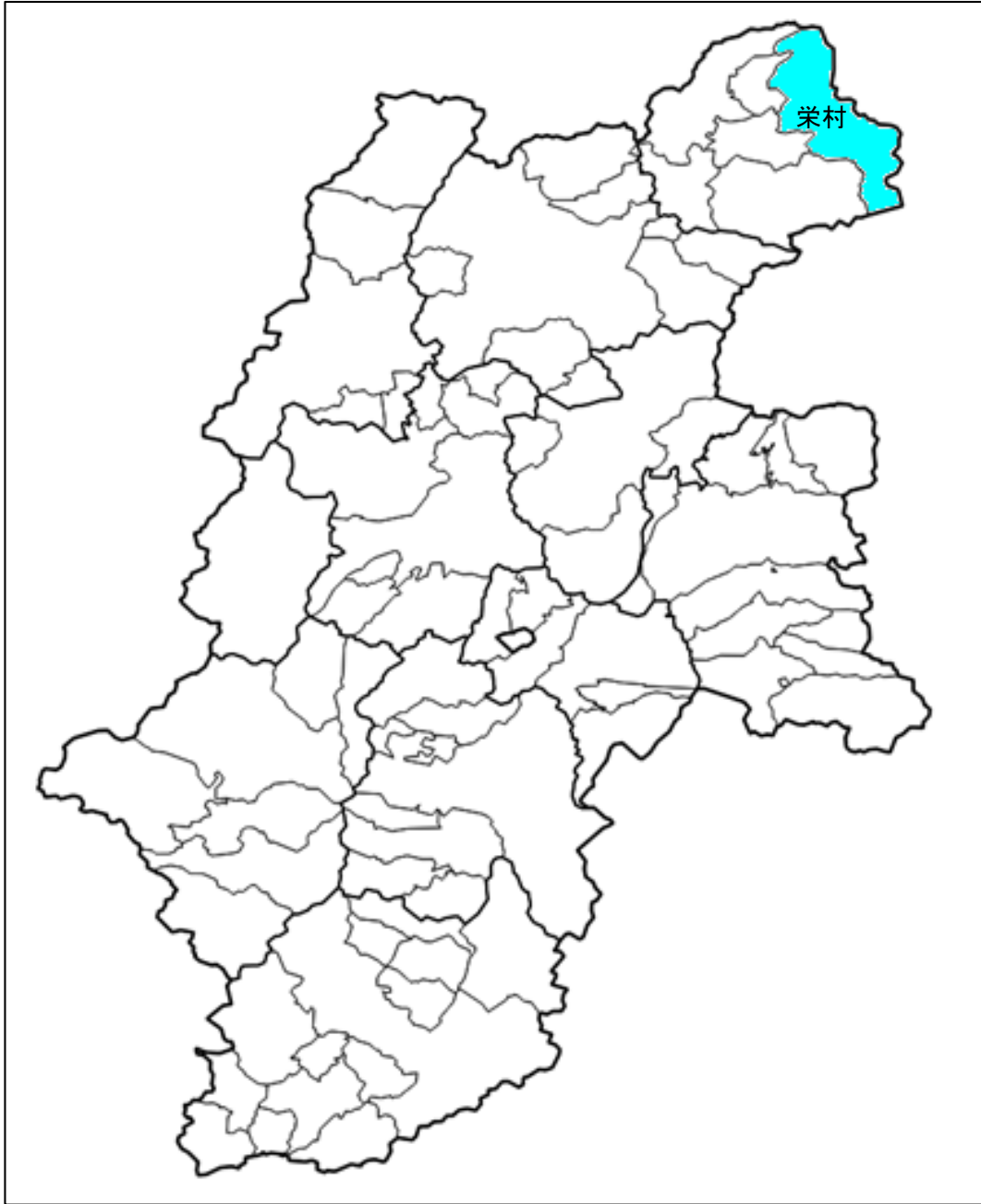
本件に関する問い合わせ先


長野地方気象台（電話 026-232-3773）



別紙

大雨警報・注意報の暫定基準の廃止地域



 暫定基準を廃止し通常基準に戻す地域